

沿岸広域振興局長告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

令和3年10月15日

沿岸広域振興局長 森 達也

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311100259	ヘルパーステーション善	釜石市大字平田第6地割1番地30	令和3年10月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311100259	ヘルパーステーション善	釜石市大字平田第6地割1番地30	令和3年10月31日

3 同行援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311100259	ヘルパーステーション善	釜石市大字平田第6地割1番地30	令和3年10月31日

4 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311100259	ヘルパーステーション善	釜石市大字平田第6地割1番地30	令和3年10月31日